### 東京社会保険協会



平成 26 年/No.770

目次

#### ■ 協会けんぽ東京支部からのお知らせ

- ・「限度額適用認定証」を利用しましょう/2
- ・高額療養費の申請をしましょう/3
- 日本年金機構からのお知らせ
  - ・退職後の年金制度への加入/4
  - ・年末年始の休業日のご案内/4
  - ・「源泉徴収票」の送付について/5
- ・国民年金ひとことメモ/5

#### ■ フィオーレ健診クリニックからのお知らせ

- ・今年度の健康診断はお済みですか?/6
- 東京社会保険協会からのお知らせ
  - ・60歳からの雇用保険と社会保険の手続き 講習会開催のお知らせ/7
- ・社会保険労務士の資格取得に 挑戦してみませんか/8

- ずいそう
  - ·東西南北/8

東京社会保険協会のホームページ ▶▶ http://www.tosyakyo.or.jp

# 協会けんぽ 東京支部 からの (詩) 知 (ラ) 世



# 医療費が高額になるときは「限度額適用認定証」を利用しましょう

入院したときや高額な外来診療を受けたときに、**「限度額適用認定証」**を「健康保険証」とともに**医療機関の窓口に提示 すれば、自己負担がそれぞれ一定の限度額までに抑えられます。**ただし、差額ベッド代等の保険外の負担額や食事の一部 負担額は、対象になりません。なお、70歳以上の方は、「高齢受給者証」を提示することで「限度額適用認定証」の代わり になりますが、被保険者(加入者ご本人)が住民税非課税の場合は、別途申請してください。

※自己負担限度額は、所得区分によって異なります。3ページの「自己負担限度額一覧表」をご参照ください。

#### 「限度額適用認定証」の利用の流れ

- 「限度額適用認定申請書」に 「健康保険証」のコピーを添付して 協会けんぽ東京支部へ郵送する。
- 協会けんぽ東京支部から 「限度額適用認定証」が送付される。
- 「健康保険証」と併せて、「限度額適用 認定証」を医療機関の窓口に提示 する。
- 負担額が軽減された医療費(自己負担 限度額) を支払う。

#### ●被保険者が住民税非課税の場合(年齢は問いません。)

「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」に被保険者の「非課税 証明書」(利用が7月以前ならば前年度分、8月以降ならば当年度分)を 添付して提出してください。添付書類など詳しくは、協会けんぽ東京支部 までお問い合わせください。

手続き			
郵送の場合	発行まで1週間程度かかります。日程に余裕をもって 申請してください。		
窓口での発行の場合	協会けんぽ東京支部の窓口では、即日発行も可能です。その場合、「限度額適用認定申請書」と「健康保険証」のコピーのほか、本人確認書類(運転免許証など)をお持ちください。 代理の方が来所される場合は、代理の方の本人確認書類(運転免許証など)と、被保険者の印鑑が必要です。		

#### 平成27年1月診療分以降、「限度額適用認定証」を利用した場合の窓口での支払い(計算例)

70歳未満で所得区分が\*「区分 ウ」の方で、●1か月間の保険適用の総医療費100万円 ●保険適用の自己負担額30万円 の場合

**医療機関の窓口での支払いは \*「区分ゥ」や下記の計算式については、3ページの「自己負担限度額一覧表」をご参照ください。** 

「限度額適用認定証」を提示すると

自己負担限度額87.430円で済みます。

自己負担限度額:80,100円+(1,000,000円-267,000円)×1%=87,430円

「限度額適用認定証」を提示しないと

自己負担額300,000円を支払うことになります。

※後日、高額療養費の申請をすると、212.570円(300.000円-87.430円)が 払い戻されますが、払い戻しは診療月から3か月以上あとになります。

\*上記の自己負担限度額のほか、保険外の負担額や食事の一部負担額は、別途支払う必要があります。

「限度額適用認定証」を利用しても、なお、次のいずれかに該当する場合は、別途、高額療養費を申請して 払い戻しを受けることができます。

- ■同一月内に、他の医療機関でも一定額以上の医療費を負担した場合
- ■同一月内に、同一世帯で他に一定額以上の医療費を負担した場合
- ●転院等で、医療機関側で多数回該当かどうかの確認がとれず、通常の自己負担限度額が適用された場合
  - ※直近1年間で3回以上高額療養費に該当した方が、4回目以降の自己負担分の払い戻しを請求する場合、自己負担限度額が 軽減されます。3ページの「多数回該当」をご参照ください。

#### 利用にあたっての留意事項

- ■「限度額適用認定証」は、申請書を受け付けた月の1日(月の途中から加入した方は加入日)から有効です。
- ■申請可能期間は、最長1年間です。
- ■「限度額適用認定証」の有効期限が切れた後も必要な場合は、再度申請してください。
- ■「限度額適用認定証」の有効期限が切れたときや資格を喪失したときなどは、すみやかに協会けんぽ東京支部までご返却ください。
- ■協会けんぽ東京支部以外が発行する「健康保険証」をお持ちの方は、発行元の保険者(健康保険組合等)へお問い合わせください。

#### 申請書・届出書の様式が新しくなりました。必ず新様式への切り替えをお願いします。

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、各保険者(健康保険組合等)にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部(TEL 03-6853-6111) まで

## 協会けんぽ 東京支部 からの 🔂 知



#### 「限度額適用認定証」が 間に合わなかったときなどは

# 高額療養費の申請をしましょう

被保険者(加入者ご本人)および被扶養者(加入者ご家族)ごとに、同一医療機関(入院・外来・歯科別)で同一月内に支払った自己負担額が、下の自己負担限度額を超えた場合、高額療養費を請求すると、自己負担限度額を超えた額の払い戻しが受けられます。ただし、差額ベッド代等の保険外の負担額や食事の一部負担額は、対象になりません。

# 自己負担額総医療費の3割~1割)

自己負担限度額

高額療養費

協会けんぽ負担額(総医療費の7割~9割)

総医療費(10割)

#### 平成27年1月からの **自己負担限度額一覧表** 自己負担限度額はいくら?

年齢	被保険者の所得区分	世帯単位*1[同一月内(外来+入院)]			
	区分 ア (標準報酬月額83万円以上)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 〈多数回該当*2:140,100円〉			
70	区分 イ (標準報酬月額53万~79万円)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 〈多数回該当*2:93,000円〉			
歳未満	区分 ウ (標準報酬月額28万~50万円)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〈多数回該当*2:44,400円〉			
満	区分 工(標準報酬月額26万円以下)	<b>57,600円</b> 〈多数回該当*2:44,400円〉			
	区分 才 (被保険者が住民税非課税者等)	<b>35,400円</b> 〈多数回該当*2:24,600円〉			
年齢	被保険者の所得区分	個人単位(外来のみ)	世帯単位[同一月内(外来+入院)]		
70歳以上75歳未満	現役並み所得者 (標準報酬月額28万円以上で、 高齢受給者証の負担割合が3割)	<b>44,400円</b> 80,100円+(医療費-267,000円 〈多数回該当*2:44,400円			
売	一般所得者	12,000円	44,400円		
歳	低所得者Ⅱ*3	9 000⊞	24,600円		
満	低所得者 I * 4	8,000円	15,000円		

- \*1 世帯単位……自己負担額が21,000円以上となった場合に合算の対象となります。
- \*2 多数回該当……直近1年間で3回以上高額療養費に該当した方が、4回目以降の自己負担分の払い戻しを請求する場合 (「限度額適用認定証」を利用した月も回数に含まれます。)
- \*3 低所得者Ⅱ……被保険者が住民税非課税者の場合
- \* 4 低所得者 I ……被保険者および被扶養者が住民税非課税者で、年金収入が年間80万円以下等の場合

#### 所得区分が平成27年1月から変わります/

70歳未満の所得区分が、これまでの3区分から次の5区分に細分化されます。

平成26年12月末診療分までの被保険者の所得区分		平成27年1月診療分からの被保険者の所得区分
区分 A (標準報酬月額53万円以上)		区分 ア (標準報酬月額83万円以上)
区/ A (原午取即月前337)门以上/		区分 イ(標準報酬月額53万~79万円)
区分 B (区分 A、区分 C 以外)		区分 ウ (標準報酬月額28万~50万円)
ET B (ET A, ET CLLY)		区分 工(標準報酬月額26万円以下)
区分 C【低所得者】(被保険者が住民税非課税者等)		区分 才(被保険者が住民税非課税者等)

#### 請求手続きに必要な申請書は協会けんぽホームページからダウンロードできます!

申請する方 被保険者(被扶養者の分であっても、被保険者が申請します。)

申請方法

「高額療養費支給申請書」(1か月につき1枚)に必要事項を記入し、協会けんぽ東京支部までお送りください。 払い戻しは、レセプト(診療報酬明細書)の確認後になるため、診療月から3か月以上あとになります。

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、各保険者(健康保険組合等)にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部(TEL 03-6853-6111)まで

# 退職後の年金制度への加入

退職後に厚生年金保険の適用事業所に再就職する場合は、引き続き厚生年金保険に加入しますが、それ以外の 20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入するための手続きが必要です。また、扶養されていた60歳未満の配偶者 (夫・妻) についても、同様の手続きが必要となります。代表的な3つのケースについて解説します。

## 厚生年金保険の適用事業所に再就職する

厚生年金保険の適用事業所に再就職する方の 手続きは、事業主が行います。

加入の手続き	事業所所在地を管轄する年金事務所
届出書	厚生年金保険被保険者資格取得届
提出期限	再就職日から5日以内

#### 留意事項 1 加入の要件

厚生年金保険には、1日または1週間の勤務時間と1か月の勤務日数のそれぞれが、同様の業務を行う 正社員のおおむね4分の3以上の場合に加入することとなります。

#### 留意事項 2 退職後に継続して再雇用された方の手続き

60歳以上の方が、退職後も同一の事業所に継続して再雇用される場合、事業主が「被保険者資格喪失届」 と「被保険者資格取得届」を同時に提出することにより、随時改定を行うことなく、**再雇用された月から** 再雇用後の報酬で標準報酬月額が決定し、この標準報酬月額に応じて、在職老齢年金の額が見直されます。 添付書類として、以下のものが必要となります。

添付書類

- ■就業規則、退職辞令の写しなど、退職したことがわかる書類
- 継続して再雇用されたことがわかる雇用契約書(写)

## CASE 2 国民年金第1号被保険者となる

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満で、 厚生年金保険や共済組合の加入者(第2号被保険 者) およびその被扶養配偶者(第3号被保険者) 以外は、すべて国民年金の第1号被保険者となり ます。

免除)があります。

加入の手続き	住所地の市区役所または町村役場
添付書類	年金手帳または基礎年金番号通知書
提 出 者	本人または世帯主
提出期限	退職日の翌日から14日以内

\*保険料の納付が困難な場合は、免除制度(法定免除、申請 (注)第2号被保険者が退職し、その被扶養配偶者が第3号被保険者 に該当しなくなった場合にも、手続きが必要です。保険料は月額 15,250円です(平成26年度)。

### CASE3 国民年金第3号被保険者となる

厚生年金保険や共済組合の加入者 (65歳以上70歳未満で老齢または退職 を支給事由とする年金の受給権を有する 方は除きます。)の20歳以上60歳未満 の被扶養配偶者は、国民年金の第3号 被保険者となります。

加入の手続き	配偶者が勤務している事業所所在地を管轄する 年金事務所
届 出 書	国民年金第3号被保険者関係届出書
提出期限	被扶養配偶者に該当した日から14日以内
認定基準	年収が130万円未満であること等

添付書類

■収入の確認のための書類(非課税証明書等)、年金手帳または 基礎年金番号通知書

\*添付書類を省略できる場合があります。事業所に確認してください。

# 年末年始の休業日のご案内

各年金事務所・事務センター・街角の年金相談センターは、12月27日(土)から1月4日(日)まで休業日となります。 お電話でのお問い合わせについても、この間はお休みします。ご不便をおかけしますが、よろしくお願いします。

# 「源泉徴収票」の送付について

平成26年中に、厚生年金保険や国民年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受け取られた皆様に、平成 26年分として支払われた年金額や源泉徴収された所得税額などをお知らせする「平成26年分公的年金等の源泉徴収票」 を日本年金機構からお送りします。「公的年金等の源泉徴収票」は、所得税および復興特別所得税の確定申告(住所地を **管轄する税務署で受付) の際の添付書類等として必要**となりますので、大切に保管してください。なお、発送については、 平成27年1月中旬以降に順次発送予定です。

#### 確定申告が必要となる方

2か所以上の年金の支払者に対して「扶養親族等申告書」を提出している方や、年金以外に給与所得がある方などは、 多くの場合、所得税および復興特別所得税の確定申告が必要です。

ただし、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円 以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

#### 確定申告ができる方

確定申告が必要ない場合でも、右のいずれかに あてはまる方などで、源泉徴収された所得税および 復興特別所得税が納め過ぎとなっている場合は、 確定申告をすれば、源泉徴収税額の還付が受けられ ます(還付申告)。

- ・社会保険料控除、生命保険料控除などを受けられる場合
- ・災害などの損失について雑損控除を受けられる場合
- ・医療費に係る医療費控除を受けられる場合
- ・「扶養親族等申告書」を提出していない場合
- ・「扶養親族等申告書」を提出した後に扶養親族等が増加した場合

# 国民年金ひとことメモ 国民年金保険料 2年前納制度

#### 1 制度の内容

平成26年4月から、2年度分の国民年金保険料を口座振替でまとめて納める2年前納制度が始まりました。 2年前納をご利用いただくと、毎月納付する場合に比べ、2年間で約14,000円程度の割引になります。

#### 【2年前納制度の手続き】

■ 申込期限 毎年2月末日(4月末日に□座振替)

申込方法 「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書兼国民年金保険料口座振替依頼書」に必要事項を記入の うえ、預貯金口座のある金融機関(郵便局を含みます。)の窓口または年金事務所へ提出してください。

## 2 2年前納制度により国民年金保険料を納付した方の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」

国民年金保険料は、全額が確定申告や年末調整の社会保険料控除の対象です。□座振替で2年前納により 納めた国民年金保険料を所得より控除する場合は、全額を納めた年に控除するか、各年分の国民年金保険料に 相当する額を各年に控除するかを選択できます。

#### **『一』**【全額を納めた年に控除する方法を選択する場合】

確定申告や年末調整の際に、日本年金機構よりお送りする「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を 提出してください。

#### ■■【各年分の国民年金保険料に相当する額を各年に控除する方法を選択する場合】

各年の申告に必要となる「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を年金事務所で発行します。「社会 保険料(国民年金保険料)控除額内訳明細書」に各年分の控除額等を記入し、各年分の「社会保険料(国民 年金保険料) 控除証明書」とともに税務署やお勤め先の年末調整担当部署に提出してください。

詳細やご不明な点は、日本年金機構ホームページ(http://www.nenkin.go.jp/)をご覧いただくか、 年金事務所までお問い合わせください

# 東京社会保険協会 フィオーレ健診クリニック 保育室 からのお知らせ



# 今年度の健康診断はお済みですか?

### 健康は大切なたからもの!毎年『健康確認日』を決めて、健康診断を必ず受けましょう!

生活習慣病は、自覚症状がないまま進行することが多く、異常に気づくためには毎年の健康診断が欠かせ ません。また、検査結果の変化をみることで、異常が出る前の早い段階から生活習慣の改善に取り組み、 生活習慣病を予防することができます。

### 全国健康保険協会(協会けんぽ)にご加入の方 平成27年3月末までに受診してください。

生活習慣病予防健診(一般健診)総額18,522円(税込)のところ、受診者負担 7,038円(税込) 付加健診(40歳・50歳の方) 総額27,950円(税込)のところ、受診者負担 11,752円(税込)



さらに詳しい検査を受けたい方は、協会けんぽの補助を利用した お得な『差額人間ドック』をぜひ、ご検討ください。

### 差額人間ドック・付加健診を受診の方

- ✓ 健診当日、希望される方には、医師による結果説明をいたします (土曜日を除く)
- ☑ 健診終了後、『食事券(グルメカード1,000円分)』を差し上げます

差額人間ドックA

生活習慣病予防健診 7,038円(税込) + 差額分 9,428円(税込) 総額27,950円(税込) のところ、受診者負担 16,466円(税込)

差額人間ドックB

生活習慣病予防健診 7,038円(税込) + 差額分 16,038円(税込) 総額34,560円(税込) のところ、受診者負担 23.076円(税込)

### 付加健診の対象の方は、差額人間ドックB を受診者負担18,362円(税込)で受けられます。

- \*検査項目等の詳細は、http://www.k-fiore.jp/checkup/doc/index.html をご覧ください。
- \*胃部レントゲン(バリウム)検査から胃カメラ(内視鏡)検査への変更は、差額料金5,400円(税込)の 追加で承ります。健康診断と同日のみ変更可能ですので、ご予約の際にお申し出ください。

#### 35歳未満の方には…

- ●若年層健診PLUS 19,440円(税込) ●若年層健診 9,720円(税込)
- \*検査項目等の詳細は、http://www.k-fiore.jp/checkup/jyakunen/index.html をご覧ください。

#### 健康保険組合にご加入の方

健康保険組合ごとに**受診期間・料金が異なります。**ご確認のうえ、お申し込みください。

年度末は混み合います。お早めにご予約ください。

今年度の健康診断がまだお済みでない方は、 ぜひ、フィオーレ健診クリニックへご予約ください。

予約専用ダイヤル TEL 03-5287-6211 お問い合わせ TEL 03-5287-6217

電話受付 月曜日~金曜日 9:00~17:00 土曜日健診実施日 9:00~12:00

健康診断およびオプション検査等の詳細は、ホームページ http://www.k-fiore.jp/ をご覧ください。

# 社会保険事務講習会

# 60歳からの雇用保険と社会保険の手続き 講習会開催のお知らせ

平成27年2月に、事業所の社会保険事務担当者の方を対象に、60歳からの雇用保険と社会保険の手続き に関する講習会を開催します。

開催日時・講師	参加費用	対象者	概要
平成27年2月24日(火) 25日(水) 26日(木) 27日(金)	【会員事業所参加者】 無料		在職老齢厚生年金の受給と高齢者 雇用継続給付金との調整、退職後
時間: いずれも14時~16時 講師: 社会保険労務士 森田 康広 氏	【 <b>非会員事業所参加者</b> 】 受講当日	社会保険事務担当者	の老齢厚生年金と基本手当との 調整などに関する講習会
(森田社会保険労務士事務所)	3,000円 (1名)		*各回内容は同じです。

#### 応募方法

受講希望の方は、メール または 郵送 の2通りの方法でお申し込みいただけます。

#### 🖾 メールによる申し込み

本会ホームページまたはメール申し込みURLにアクセスして、申し込みフォームに必要事項を入力し、応募締切日までにお申し込みください。応募結果は、お申し込みの際にご登録いただいたメールアドレスに、2月初旬に返信します。

メール申し込みURL https://fofa.jp/tosyaky/a.p/169/

### → 郵送による申し込み

下の「60歳からの雇用保険と社会保険の手続き 講習会参加申込書」を印刷して、必要事項を記入し、会員事業所の方は会員番号を記入または平成26年度協会費払込受領証のコピーを貼付して、宛先を明記した返信用封筒に82円分の切手を貼り、同封のうえ、右の申し込み・お問い合わせ先までお送りください。応募結果などについては、2月初旬にお知らせします。



返信用封筒をお忘れなく。

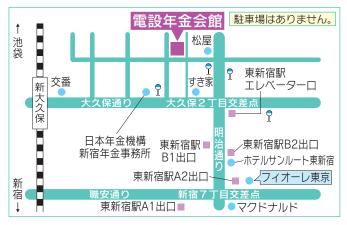
2名以上の場合は、それぞれお申し込みください。

**募集人数 各200名** 応募者多数の場合は抽選とします。 応募締切日 平成27年1月9日(金)必着

#### 会場および地図

電設年金会館(東京都電設工業厚生年金基金会館) 新宿区大久保2-8-3

- ●JR 新大久保駅より徒歩10分
- 都営大江戸線・東京メトロ副都心線 東新宿駅B1出口より徒歩5分



#### 申し込み・お問い合わせ先

〒160-8407 新宿区新宿7-26-9

一般財団法人 東京社会保険協会

講習会「60歳からの手続き」係 TEL 03-5292-3596

### 60歳からの雇用保険と社会保険の手続き 講習会参加申込書

(3)	り	が	な)		年	齢	性	別
お	4	3	前			歳代	男	女
事	業	所	名					
会	員・	非会	員	会員(会員番号 ) ※平成26年度協会費払込受領証に記載の7ケタの番号を記入してください。	非	会員	不同	明
所	1	Ē	地	〒				
連電	話	番	先 号	<b>参</b> (事業所・個人) <b>希望</b>	加日	2月	日(	)
	<b>東保</b> 随 囲んで			全国健康保険協会(協会けんぽ) ・ 健康保険組合 ・ その他				他

#### 協会費払込受領証 貼付欄

会員事業所の方は、 左に会員番号を記入 していただくか、 金融機関等の受領印 のある平成26年度 協会費払込受領証の コピーを本欄に貼付 してください。

※上記情報は、申し込み受付事務および応募結果の発送ならびに本会事業案内以外には使用いたしません。

# 社会保険労務士の資格取得に挑戦してみませんか

社会保険労務士は国家資格で、社会保険や労働に関する諸法令の専門家として活躍しています。 例年8月に実施される社会保険労務士試験に挑戦される方を対象に総合講座を開講します。

この講座の主な内容は、試験科目全般についての講義、理解力を試す小テストと模擬試験、重要事項についての解説です。 なお、別途に模擬試験講座(例年6月~7月)も開講します。

■日程: 平成27年2月8日(日)~7月26日(日)の毎週日曜日 全23回 ■時間: 9時30分~16時30分日程、受講等の詳細については、下記までお気軽にお問い合わせください。早期申込み割引特典があります。

#### 会場およびお問い合わせ先

東京都社会保険労務士会 〒101-0062 千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ アカデミア4階 〈TEL〉03-3525-4221 (事務局) 〈URL〉http://www.src-tokyo.jp/ 〈交通〉JR 御茶ノ水駅より徒歩1分

# 東西北

# ホタル族に賠償請求 あなたは大丈夫?

編集委員 石羽澤 富雄



平成24年度の「国民健康・ 栄養調査」によると、日本 人の喫煙率は20.7%で、男 性は34.1%、女性は9.0% となっています。禁煙や分 煙が進められていますが、 頑なに喫煙を続けている愛 煙家の皆さんもまだたくさ んおられるようです。そこ

で、皆さんにお知らせです。

平成24年12月13日に名古屋地方裁判所で、他の居住者に配慮しないでベランダで喫煙していた行為が不法行為とされ、タバコを吸っていた男性が損害賠償金(慰謝料)を支払うように命じられた判決が出されていますので紹介します。

#### ◎事件の概要

川に面した景色のよい某マンションで、階下に居住している男性が、階上に居住している高齢の女性から 喫煙が元で訴えられました。訴えた女性が帯状疱疹を発症したのは、男性がベランダで日常的に喫煙し、そのタバコの煙が女性の部屋の窓や換気扇から室内に入り、その煙によりストレスが昂じて精神的な苦痛を感じたことが原因だとして、損害賠償金150万円を支払えというものでした。男性は家族が嫌がるので、タバコを吸うときはベランダで吸っていたようです。

#### ◎判決の概要

裁判所は、原告(女性)の体調が悪化したこととタ バコの煙との因果関係は認められないが、女性が(気 管支ぜんそくの持病もあり)男性に対し、電話や手紙 で複数回にわたってベランダでの喫煙を止めるように 申し入れ、また、マンションの管理組合からも同様の申し入れを行った後も、男性がベランダでの喫煙を止めなかったことは、共用部分(ベランダ)での喫煙で、なおかつ、マンション管理規約や使用細則に共用部分で喫煙することが禁止されていないとしても、他の居住者の迷惑になるときは不法行為に該当し、他の居住者に配慮しないで喫煙を続けた行為は違法であるとして、被告の男性に対し、不法行為によって生じた女性の精神的損害に慰謝料5万円を支払うように命じました。

皆さん「健康増進法」では、法律の目的と受動喫煙の定義は、次のように定められています。

(第1条) この法律は、…(中略)…、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

(第25条) 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、…(中略)…、受動喫煙(室内またはこれに準ずる環境において、他人のタバコの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

喫煙している皆さん、周りの人に煙たがられていませんか。タバコを吸うときは、受動喫煙についても配慮しましょう。

タバコは百害あって一利なしといいます。あなたとあなたの家族の健康のため、そして、タバコの煙に困っている周りの人のために、禁煙しませんか。

記事提供/日本年金機構南関東ブロック本部・全国健康保険協会(協会けんぽ)東京支部